

住宅防音工事の事務手続きについて

質問1 住宅防音事業補助金交付申込書を提出すれば、防音工事が出来るのですか

ご提出いただいた書類を審査し、現地調査を行ったうえで判断することになります。
場合によっては対象とならないことがあります。

質問2 住宅防音工事の希望届を国へ提出したのですが、いつになったら交付申込書が配付されるのですか

希望された工事（防音工事、機能復旧工事）によって、お待ちいただく期間が異なりますが、希望届受理通知が皆様に届いてから交付申込書の配付まで、相当の期間を要する場合もあることをご了承下さい。

いずれにしましても、順番が回ってきましたら、順次、交付申込書を郵送いたしますので、それまでお待ちいただくようお願い申し上げます。

質問3 交付申込書を提出するときに、どのような書類が必要ですか

以下の書類が必要となります。

- ① 不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）又は家屋所在証明書
- ② 住民票（世帯全員記載のもの）
※建具復旧工事及び空調復旧工事においては提出する必要はございません。
- ③ 本人確認ができる書類（印鑑証明書、運転免許証等）

※ただし、交付申込書提出時若しくは現地調査時に直接本人確認ができる場合には③の添付は不要です。

これらは交付申込書の提出前の3ヶ月以内に作成されたものを提出して下さい。

※住民票や印鑑証明書を揃える前に、不動産登記事項証明書等で、対象となる時期までに建てられた住宅かを確認することをお勧めします。
